

情報セキュリティ強化対策業務提案依頼説明書

1 業務の名称

情報セキュリティ強化対策業務

2 担当課

デジタル化戦略監デジタル化戦略課

3 調達の方法

総合的な評価による公募型プロポーザル方式

4 調達の内容

LGWAN 接続系端末からインターネットが利用可能となるシステムであって、次に掲げる本市の課題の解消に繋がられるもの

- (1) 現在と同等以上の安全性、利用環境（総務省から提示された「 α モデル」）を確保し、運用を含めたトータルコストの削減
- (2) インターネット接続及びファイル転送（無害化処理）の操作性向上
- (3) 「 β モデル」への移行を視野に入れた将来的な拡張性の確保

5 稼働日及び契約期間

(1) 稼働日

令和4年3月1日

(2) 今年度の契約期間

契約の日から令和4年3月31日まで

(3) 次年度以降の契約期間

新たな強靱化システムの運用状況により、令和7年3月31日までを想定し、各年度において単年度契約とする。

6 契約及び支払

(1) 契約に関する事項

ア 再委託は原則認めないが、事前に文書により本市の承認を得た場合はその限りでない。ただし、本市が要求する再委託先に関する情報を提供すること。

イ 再委託先からの更なる再委託は一切認めない。

ウ 再委託先の作業等について、一切の責任を受注者が負うこと。

エ 本契約に基づいて作成した著作物の著作権は、稼働日に本市へ移転す

- るものとする。
- オ 著作権が本市へ移転した著作物については、著作人格権はこれを行使しないこと。
- カ 受注者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者から損害賠償請求を受けた場合は、契約額等に関わらず、相当因果関係の範囲内で損害賠償を支払うこと。
- キ 本契約に関連して、追加で契約（仕様変更等含む。）を行う必要性が生じた場合における技術者等の単価は、一般財団法人経済調査会が発行する令和 3 年 9 月号の月刊積算資料中、従業員数 500 人未満の企業の当該単価とする。
- (2) 支払に関する事項
- ア 本契約に基づく費用は、検収後に支払うものとする。
- イ 次年度以降の契約に基づく費用は、月払いとする。ただし、協議により変更できるものとする。

7 参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定にいずれも該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続の開始がなされていないこと。
- (3) 本市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 本市の「令和 3～5 年度物品調達等競争入札参加資格登録業者名簿」の「種目：26 情報・通信関係 品目 1：システム設計・開発，品目 2：システム保守・管理」のいずれにも登録のある業者であること。なお、本市に当該登録がない場合は、本市が求める書類を提案依頼参加申込書の提出時に併せて提出すること。
- (5) ネットワークシステム等に関する導入実績（公募時点で稼働していること）が、同等規模以上の自治体において、1 か所以上あること。
- (6) 広島県内に保守又は運用支援の拠点を有していること。
- (7) 本市に対する債務に滞納がないこと。
- (8) 次に掲げる事項について承諾又は順守すること。
- ア 本市が優先契約候補者を選定後、当該者と協議の上、調達内容を確定させること。
- イ 提案に係る一切の費用は、提案者の負担となること。
- ウ 提出した書類等については、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号) に基づき公開すること。

- エ 本市に対する債務がないことを本市が調査すること。
- オ 締切り期限経過後の提出は認めないこと。(プレゼンテーション時の提案書サマリーを含む。)
- カ 提出物の変更又は返却は認めないこと。
- キ 仕様に不適合な事項がある場合で、提案書に不適合事項として記載がないときは、全て仕様に適合しているものとして審査するため、仕様に適合させるために追加となる費用を負担すること。
- ク 2 次審査の結果は、本市ホームページに掲載すること。
- ケ 提供する資料は、提案書の作成にのみ利用すること。
- コ 提供する全ての情報について、提案に関与しない第三者に漏洩しないこと。
- サ 提案依頼参加申込書を提出した以降に、本市から依頼した以外の営業行為及び庁舎外での折衝等(第三者を介するものを含む。)を行わないこと。

8 日程

- (1) 公募(参加申込み受付)開始 10/8(金)
- (2) 参加申込み受付期限 10/18(月) 17時
- (3) 仕様書等に関する質問受付期限 10/25(月) 12時
- (4) 仕様書等に関する質問に対する回答送付 10/28(木)
- (5) 1次審査資料提出期限 11/4(木) 17時
- (6) 1次審査結果通知 11/5(金)
- (7) 2次審査資料提出期限 11/15(月) 12時
- (8) 2次審査資料に関する本市からの質問の送付 11/17(水)
- (9) 2次審査資料に関する本市からの質問に対する回答期限 11/19(金)
12時
- (10) プレゼンテーション 11/24(水)
- (11) 選定結果発表 11/25(木)
- (12) 契約締結 12/1(水)

9 提案手続きの詳細

(1) 参加の申込み

参加申込み受付期限までに、「様式① 提案依頼参加申込書」に代表取締役等の契約権限を有する者が記名押印又は署名し、切手を貼付した返信用封筒等(仕様書等を格納した CD-R1 枚を返送予定)を同封して郵送する

こと。

なお、7 参加資格条件(4)のなお書きに該当する場合は、次の書類も併せて提出すること。

- ア 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近1年分）
- エ 本市に対して税の滞納が無い証明

(2) 書類の提供

三原市強靱化システム再構築仕様書（別紙含む。）及び三原市強靱化システム再構築提案書等作成要領は、参加申込みの際の返信用封筒で送付する。

また、その他提出様式については、本市ホームページからダウンロードすること。

(3) 仕様書等に関する質問

提供する資料に関する質問がある場合は、標題を「強靱化システム調達に関する質問」とし、「様式② 質問票」を添付して、電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

提出のあった質問に対する回答は、参加申込みのあった者全てに電子メールで回答する。

(5) 1次審査資料の提出

次に掲げる資料を電子メールに添付して（PDF 及び提供したファイル形式の2種類、ただし、ウはPDFのみ。）提出すること。

- ア 別紙① 機能・要求一覧（提出部数：各1部）
- イ 様式③ 見積書（提出部数：各1部）
- ウ 詳細見積書（提出部数：各1部、様式等は指定しない。）
- エ 様式④ 実績一覧表（提出部数：各1部）

(6) 1次審査

ア 提出のあった別紙① 機能・要求一覧に本市が設定する最低条件を満たしていない事項がある場合は、選定から除外することがある。

イ 提出のあった様式③ 見積書の額が、本市が設定する上限額を超過した場合は、選定から除外する。

ウ 提出のあった、別紙① 機能・要求一覧、様式③ 見積書及び様式④ 実績一覧表から数社程度を選定する。

エ 1次審査の結果は、いずれの場合であっても、電子メールで通知する。

オ 1次審査で選定した者に対しては、2次審査資料の提出依頼及びプレゼ

ンテーションの日程を通知する。

(7) 2次審査資料の提出

次に掲げる資料を郵送すること。

ア 提案書（提出部数：正本1部，副本9部）

イ 様式⑤ 誓約書（提出部数：1部）

ウ 提案書，様式⑤ 誓約書及び1次審査資料の電子データ（全てPDF）
を格納したCD又はDVD（提出部数：1部）

(8) 2次審査

ア プレゼンテーションは次のとおり実施する。

（ア） 日時及び場所 別途通知

（イ） 内容 提案書の説明及びデモ（操作説明等）

（ウ） 時間 説明等20分，質疑20分

（エ） 参加者 外部委員含む選定委員7人及び事務局

（オ） 準備物 プロジェクター及びスクリーンを除く必要な機材

イ プレゼンテーションの説明は，設定時間で打ち切る。

ウ 新型コロナウイルス感染症の状況により，リモートによるプレゼンテーションを行う場合は，別途通知する。

エ 1次審査の内容に加えて，提案書の内容，提案システムの機能・性能・適用技術，運用・保守体制及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し，優先契約候補者及び次点者を選定する。

オ 2次審査の結果は，いずれの場合であっても，電子メールで通知する。

カ 次に掲げる事項は，本市ホームページに掲載する。

（ア） 契約の相手方

（イ） 契約金額

（ウ） 2次審査結果（契約の相手方以外の参加者は匿名とする。）

（エ） 選定委員会議事録

10 問合せ窓口等

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市デジタル化戦略監デジタル化戦略課

中谷

TEL：0848-67-6010（直通）

FAX：0848-64-4985

電子メール：joho@city.mihara.hiroshima.jp